

答 申 第 2 1 8 号

平成18年3月23日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会

委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成17年8月17日付け健指第723号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成17年7月19日付けで異議申立人から提起された平成17年7月5日付け健指第524号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成17年7月5日付け健指第524号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

鋸南町独自の通所介護事業を介護保険の通所介護事業と偽って介護報酬の不正受給をしている鋸南町を放置している県職員らに重過失があるのは、故意にしているから明らかとなる。重過失にならないよう県職員らは、何らかの対策をしているはずで、それが対象文書である。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 健康福祉指導課が所掌している事務上、異議申立人が請求する行政文書については作成又は取得していない。

(2) 上記2(2)については、健康福祉指導課が所掌している事務上、本件決定に関わる理由には当たらない。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明をもとに審査した結果、以下のよう

(1) 本件請求及び本件決定について

異議申立人は、実施機関に対し、平成17年6月8日付けで「別添のとおり介護保険の通所介護事業者の安房郡鋸南町が介護保険法41条1項、4項の違反をしているのに、違法が是正されなくてよい根拠についてわかる書類（別添として鋸南町長発平成17年2月23日付け鋸保福第149号公文書不存在決定通知書の写しを添付）」の行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

これに対し、実施機関は、開示請求書に「(健指分)」と表記されていることから、健康福祉指導課が保有する行政文書を対象とした請求であると解釈し、本件請求に係る行政文書を調査したが、当該文書を保有していないため、本件決定を行った。

(2) 本件請求に係る行政文書の不存在について

実施機関は、本件請求に係る行政文書は存在しないと説明するので、以下検討する。

実施機関は、健康福祉指導課が所掌している事務上、本件請求に係る行政文書は作成又は取得していないため、本件請求に係る行政文書は存在しないと説明する。

そこで、千葉県組織規程（昭和32年千葉県規則第68号）を確認したところ、確かに、介護保険法（平成9年法律第123号）の施行に関する事務は、保険指導課（医療整備課において所掌するものを除く。）及び医療整備課（介護老人保健施設に係るものに限る。）が所掌しており、健康福祉指導課が所掌する事務ではないことが認められる。

したがって、健康福祉指導課が介護保険法の施行に関する事務を所掌していないと説明し、また、同課が保有する行政文書中に、通所介護事業者の鋸南町が介護保険法第41条第1項、第4項の違反をしているのに、違法が是正されなくてよい根拠についてわかる書類の開示を求めるという異議申立人の請求の趣旨を満たす文書の存在も確認できないとする実施機関の説明に不合理な点は見当たらず、本件請求に係る行政文書は存在しないと判断する。

(3) 異議申立人の主張について

異議申立人の主張は、上記判断に直接関係するものではないことから、当審査会は判断しない。

(4) 結 論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定は妥当である。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
17. 8. 17	諮問書の受理
17. 9. 22	実施機関の理由説明書の受理
18. 2. 20	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
岩 間 昭 道	千葉大学大学院専門法務研究科長	部会長職務代理者
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
佐 野 善 房	弁護士	
福 武 公 子	弁護士	

(五十音順：平成18年2月20日現在)